

【財産形成住宅預金規程】

1. (預入の方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって年1回以上定期的に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとしてします。
- (2) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (3) この預金については、預入れの残高を年2回、2月と8月に通知します。所属を通じて本人にあてて当組合が通知又は送付書類を発送した場合は、延着し又は到着しなかったときでも通常到着すべきときに到達したものとみなします。

2. (預金の種類・期間等)

この預金は、預入れのつど、財産形成預金申込書の記載にしたがいそれぞれ預入日の1年後の応当日を据置満了日、3年後を最長預入期限とする期日指定定期預金としてお預りします。

3. (自動継続)

- (1) この預金は自動継続扱とし、最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (預金の支払方法等)

- (1) この預金の支払いは、法令で定める持家としての住宅取得又は増改築およびマンション等の修繕・模様替えのための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) この預金を住宅の取得等の後に払出しをする場合には、住宅の取得をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として1回限り支払います。この場合には、組合があらかじめ定める月ごとの解約日の1か月以上前に、届出印により記入押印した事業主所定の払戻請求書を、所属を通じて当組合に提出してください。
- (3) この預金を住宅の取得等の前に払出しをする場合には、1口ごとの元金累計額の90%又は住宅取得等に要した額を限度として1回限り支払います。この場合には、組合があらかじめ定める月ごとの解約日の1か月以上前に、届出印により記入押印した事業主所定の払戻請求書及び法令の定める書類とともに所属を通じて当組合に提出してください。
- (4) 前記第3項により一部払出しをした場合、払出しの日から2年後の応答日又は住宅の取得等をした日から1年後の応当日のいずれか早い日までに住宅等に要した額と前項の払出額との差額を限度として1回限り支払います。なお、残高を払出する場合にはその際に、残高を払出ししない場合には一部払出しの日から2年後の応当日のいずれか早い日までに、法令に定める書類を当組合に提出してください。
- (5) 前記第2項、第3項、第4項の方法によりこの預金を支払った場合であっても、その後引き続き預入れることができ、新たな住宅の取得等のための対価に充てるときに前記第2項、第3項、第4項と同様の方法により払出しをすることができます。

5. (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続した場合はその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び預入日（継続をした場合はその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。（継続した場合は、元金に組入れます。）

①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合：

預入日における店頭表示の期日指定定期預金の「1年以上2年未満」利率

②預入日から満期日までの期間が2年以上の場合：

預入日における店頭表示の期日指定定期預金の「2年以上3年以下」利率（以下「2年以上利率」という。）

(2) 利率は、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合新利率は変更日以降に預入または継続される預金から適用します。

(3) この預金を後記6. (1) により満期日前に解約する場合、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間についてつぎの利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）を用いて計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満 解約日における普通預金の利率

②6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

③1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

④1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

⑥2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

6. (預金の解約)

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) やむを得ない事由により、この預金を前記第4条の支払方法によらず解約する場合は、この預金の全てを解約することとし、組合があらかじめ定める月ごとの解約日の1か月以上前に、届出印により記入押印した事業主所定の払戻請求書を、所属を通じて当組合に提出してください。この場合、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税の適用を受けて支払われた利息についても、過去5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って20%（国税15%、地方税5%）の税金を追徴します。

(3) この預金を前記第4条により一部支払いする場合は、1万円以上万円単位の金額で組合があらかじめ定める月ごとの解約日の1か月以上前に、届出印により記入押印した事業主所定の払戻請求書を、所属を通じて当組合に提出してください。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日（継続した場合はその継続日）から解約日までの日数の多いものから解約します。

7. (届出事項の変更等)

届出印を紛失したとき、又は、届出印、住所その他の届出事項に変更があったときは、

事業主所定の書面によって所属を通じて届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. (預金・積金共通規程の適用)

この積金には、本規程のほか、「預金・積金共通規程」が適用されるものとします。

以 上